

### 議事要旨(3)論点整理「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理(案)」について

冒頭、逆瀬副委員長より、資産除去債務に関する会計基準の公表に伴い、現在は5月中の論点整理の公表に向けた検討を行っている旨、説明がなされた。

引き続き吉田専門研究員より、本論点整理の文案は、目的、背景及び各論点についてこれまでの専門委員会での議論をとりまとめたものであり、今回は、前回の委員会にて審議を行った前半部分の修正点と後半部分についての説明がなされた。

論点整理の文案の前半部分の修正点は以下のとおりである。

- ・ 論点整理では主に資産負債の両建処理の論点を検討しているが、引当金処理の場合にも将来負担の明示の観点から、資産除去債務の金額の注記の必要性について記載した。
- ・ 情報ニーズとともに、企業側からの資産除去債務の負債計上の必要性について記載した。
- ・ 資産除去債務と修繕引当金との違いとして、資産除去債務は不可避であるが、修繕引当金は回避可能である点、及び、本論点整理では資産除去債務に焦点をあて、修繕は対象外とすることを記載した。
- ・ 土地に係る除却費用に関しては、国際会計基準(IAS)第16号に土地の除去費用はもたらされる便益の期間で償却されるという規定があるように、何らかの形で費用配分することが考えられる。

また、論点整理の文案の後半部分の主な説明項目は以下のとおりである。

#### 【論点6】資産除去債務の現在価値の算定における将来キャッシュ・フローと割引率の関係

- ・ 将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率の算定のいずれに反映させるかという論点がある。キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを反映させた場合、負債である資産除去債務の現在価値は大きくなるが、割引率に信用リスクを調整した場合には、割引率は無リスクの割引率より高くなる。
- ・ 専門委員会で資産除去債務の残高として考えられるとされた将来キャッシュ・フローと割引率の組み合わせは以下のとおりである。
  - 市場の評価を反映した現在価値：  
市場の評価を反映した複数のキャッシュ・フローと信用リスクを調整した割引率
  - 自己の評価を反映した支出の見積りの現在価値：  
自己の評価を反映した複数のキャッシュ・フローと無リスク割引率
  - 自己の評価を反映した支出の見積りの現在価値：  
自己の評価を反映した複数のキャッシュ・フローと信用リスクを調整した割引率

#### 【論点7】資産除去債務の事後の測定における将来キャッシュ・フローの見積り及び割引

#### 率の変更の会計処理

- ・ 資産除去債務の見積もりの変更から生じる調整の会計処理は、国際的な会計基準では、負債及び関連する有形固定資産の取得原価に加減し、減価償却を通じて残存償却期間にわたり費用配分を行う方法によっている。
- ・ 資産除去債務の会計処理における割引率の変更は以下のいずれの方法が考えられる。
  - 当初の割引率を用いる方法（米国会計基準と同じ）
  - 毎期割引率を見直す方法（国際財務報告基準と同じ）

#### 【論点 8】リース物件（賃借資産）における資産除去債務とその除去費用の処理

- ・ ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分けて検討
- ・ 賃借契約に関連する資産除去債務と敷金の関係について検討

#### 【論点 9】資産除去債務とその除去費用の開示

- ・ 国際的な会計基準を参照して検討

この説明に対しての委員からの主な意見等と事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ 資産除去債務の範囲として、法律上の義務だけでなく、法律上の義務に準じるものとして、どのようなものが含まれるのかが重要ではないかとの指摘があった。これに対して、事務局からは、国際的な会計基準<sup>1</sup>に照らしても法律上の義務に準じるものが含まれると考えられるが、法律上の義務に準じるものの具体的な範囲が論点となるとの説明がなされた。
- ・ 重要性の観点を示されないと実務上適用可能かどうか懸念があるという意見があった。これに対して、事務局からは、今後会計基準を検討する際の重要な論点であることを認識しているとの説明がなされた。
- ・ 土地に関する資産除去債務として想定しているケースはなにか、また、例えば土地が汚染するかどうか分からない場合でも資産除去債務の計上が必要になるのかという質問があった。これに対して、事務局からは、土地の汚染は、資産の不適切な操業を原因とする場合は対象とならないなど限定的であると考えられること、また、通常土地だけではなく建物と一体で発生することが多いのではないかと、との説明があった。
- ・ 割引率に信用リスクを調整すると、企業の信用状態が悪化することにより割引率が高くなり、負債が小さくなることで利益が生ずるといふ負債のパラドックスの問題が生ずるため、割引率に対する信用リスクの加味は慎重にするべきであるという意見があった。
- ・ 資産除去債務の会計処理における割引率の変更に関して、ファイナンスの観点からは割

---

<sup>1</sup>米国会計基準では、対象は法的債務であるが、法的債務には禁反言原則に基づく契約の法律上の解釈が含まれる。

引率の変更を資産除去債務の残高に反映するべきと考える。なぜなら、キャッシュ・フローの見積りの変更は資産除去債務の残高に反映されるが、キャッシュ・フローの見積りの変更の原因として、インフレ率が変動する場合が想定されるが、その場合に割引率も変動することが想定されるからであるという意見があった。

- ・ その他、資産負債の両建処理だけでなく、引当金処理や資産の除去費用を有形固定資産とは別の資産として計上する方法も何らかの形で触れるべきであり、国際的な会計基準での適用状況の調査を踏まえて検討することも必要ではないかという意見があった。

以 上